

令和6年度農業法人参入促進支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

農業法人参入促進支援業務

2 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下「甲」という。）が行う農業法人参入促進支援業務委託に当たり、受託者（以下「乙」という。）が守らなければならない業務に関する一般事項を示すものである。

3 目的

農業従事者の減少や耕作放棄地の増大、規制緩和に伴う農業参入法人の増加を背景に、甲は、「農業の成長産業化」を促進し、農業産出額の増大や農業者の所得向上など本市農業の底上げを図るため、令和元年度より、農業法人の参入促進につながる各種支援を行っている。

その結果、農業法人の参入は増え続けており、一定の成果が出ているものの、甲は、さらに農業法人参入を促進していくため、令和3年度に新たな誘致戦略（以下「事業構想プラン」という。）を定めた。

本委託事業では、本市の地域性や課題を考慮しつつ、「事業構想プラン」でターゲットとした、県外他地域で展開する有力農業法人を誘致できるよう、乙の知見、情報や企業との幅広いネットワークを生かし、甲が行う農業法人参入促進事業を、総合的・戦略的に支援することを目的とする。

4 方向性

(1) 上記「3 目的」に基づき、本委託事業にて、社会情勢も考慮した上で、以下の点を踏まえた事業提案及び法人参入支援を行うものとする。

ア 甲が策定した「事業構想プラン」に基づき、参入を希望する法人を開拓し、参入を促進するものであること。

イ 乙が法人の参入計画に沿った候補地の提案を行うとともに、甲が選定する候補地等への法人誘致及び地元との調和・定着に寄与するものであること。

ウ 法人参入支援に当たり必要な職員の知識習得や組織体制の構築と連携に寄与するものであること。

(2) 甲が行う次年度以降の継続的な法人参入につなげるものとする。

5 内容

上記「4 方向性」を踏まえて、以下の業務を実施すること。

(1) 誘致法人の選定及び参入計画の支援

ア 誘致法人の選定

乙は、甲と協議の上、「事業構想プラン」に合致した参入を希望する法人を選定するとともに、選定理由と本市への参入のメリットを整理する。

イ 誘致法人に対する参入計画の支援

誘致法人側の意向に沿った参入計画、方策の検討と設計及び参入企業への提案を行うとともに、参入候補地の選定要件の設定と現地視察のコーディネート及びパートナー（出資者、実需など）との座組みを行う。

ウ 誘致課題の整理と解決

実態に合わせて誘致法人の参入計画策定に伴う、行政へのニーズや参入の阻害となる要因等を抽出・整理するとともに、解決策を提案する。

エ 生産体制確立のための支援

乙は、参入法人の意向や計画を把握し、事業開始に向けた生産体制の検討支援及び甲との調整業務を行う。

オ 環境に配慮した施設や物流拠点施設等の具体的な計画策定の支援

必要に応じ、「事業構想プラン」で提案する環境に配慮した施設や物流拠点施設などの付加価値を採用して参入するため、スケジュール策定やビジネスモデル構築に伴う助言を行う。

(2) 事業構想プランの見直し

乙は、甲と協議の上、現在の需要（法人が希望しているビジネスモデル）の変化を踏まえて、「事業構想プラン」（農業法人誘致の方針）の見直しを行い、素案を作成する。

6 委託期間

令和6年4月1日（予定）から令和7年3月31日までとする。

7 中間報告

(1) 以下を中間報告とし、令和6年9月17日（火）までに提出すること。

ア スケジュールの進捗

イ 今後の取組み等を整理したもの

ウ 整理した誘致課題

8 成果品及び著作権

(1) 成果品はすべて甲に帰属し、乙が公表することは認めない。

(2) 納品場所は、千葉市役所高層棟7階の農地活用推進課とする。

(3) 著作権は、甲に帰属する。

(4) 成果品の内容、数量、形式等は、次のとおりとする。

- ア 農業法人参入促進支援業務委託 実施報告書・(A4 サイズ・10 部)
- イ アの編集が容易な形式(マイクロソフトワード等)及びPDFの電子データ(一式)
なお、受信データのサイズの問題(本市の電子メール受信上限は7MBまで)等により、電子メールでの提出が困難である場合には、CD-R 又は DVD-R にて1部作製の上、郵送又は持参にて提出すること。

9 想定スケジュール

- (1) 契約締結 令和6年4月1日(月)(予定)
- (2) 事業スケジュールの提出 契約締結後14日以内
- (3) 定例会議の実施
令和6年4月から令和7年3月において、少なくとも1か月に1回実施とする。
※ZOOMによるオンライン実施を可とする。
※会議等の内容については議事録としてまとめ、直ちに甲に提出する。
- (4) 農業法人等とのマッチング及び座組みの開催 令和6年4月から令和7年3月
※具体的な実施時期は、甲と調整すること。
- (5) 農業法人等に関する資料の提供 随時
- (6) 中間報告書の提出期限 令和6年9月17日(火)
- (7) 実績報告書の提出期限 令和7年3月14日(金)

10 特記事項

- (1) 著作権の取扱いについて
業務委託に基づき作成される成果物等の著作権に関する取扱いについては、以下に定めるとおりとする。
- ア 乙は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利(著作権)を甲に無償で譲渡するものとする。
ただし、甲に著作権を譲渡できないもの(オープンソースによるプログラムや写真などレンタル素材等)を成果物の一部とすることは、利用条件等を市に説明し、同意を得た場合のみ可能とする。
- イ 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定する権利(著作者人格権)を行使することができない。
- (2) 業務の再委託について
ア 乙は、すべての業務を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。
イ 乙は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める乙の義務と同様の義務を負わせるとともに、甲に対して、再委託先のすべての行為

及びその結果に対して責任を負うものとする。

(3) 守秘義務について

乙は、業務上知り得た市固有の機密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、第三者に漏えいしてはならないものとする。

(4) その他留意事項

ア 業務遂行に当たり必要となる資料については、甲が妥当と判断する場合のみ受注者に提供する。

なお、提供を受けた資料は、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意すること。

イ 甲の各種計画との整合性、直近の経済社会動向を考慮すること。

ウ 乙は、本業務委託実施に当たり、随時甲と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。

エ 乙は、本業務委託の遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、前もって甲乙協議の上、この指示に従わなければならない。

オ 乙が本業務委託の遂行に当たり知り得た、委託者、事業者等の情報と個人情報の取扱いについて十分注意し、本業務委託終了後も、他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。

カ 乙が本業務委託の遂行に関連し第三者へ損害が発生した場合、その損害が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、乙の責任においてその損害を賠償すること。

キ 本業務委託に関連して得た各種個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱い・管理を行うこと。

また、それらの個人情報の漏えいにより生じた損害については、すべて乙の責任において処理すること。